⑸　Contact Point for the notice : OHASHI Kentaro, Division 1, Administration and General Services Department, Treasury and Systems Group, Japan Bank for International Cooperation ; 4―1, Ohtemachi 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8144 Japan, Tel　03―5218―9212　Email : chotatsu01@jbic.go.jp

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和７年５月２日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
執行役　山田亮太郎

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
○第１号（№１）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　29
⑵　随意契約に付する事項　内国為替システムのサービス利用
２　随意契約の予定日　令和７年６月16日
３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｄ「互換性」
４　随意契約を予定している相手方の名称
株式会社ＮＴＴデータ
５　担当部　〒100―8793 東京都千代田区大手町二丁目３番１号　大手町プレイスウエストタワー　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部（契約担当）担当　花澤　洋一　電話03―3477―1710
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 29
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Service Utilization of the Domestic exchange System
⑶　Expected date of the Contract award : 16 June 2025
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : d “Interchangeability”
⑸　Contact Point for the notice : Youichi Hanazawa, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. Otemachi Place Westtower 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8793, Japan. TEL 03―3477―1710

落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
令和７年５月２日　　支出負担行為担当官　内閣府大臣官房会計担当参事官　北村　　実
（東京都千代田区永田町１－６－１）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
①73　②令和７年度国際広報キャンペーンテーマに係る政府広報の実施業務　広報テーマ「我が国の令和７年度の戦略的メッセージの理解促進・浸透」（様々な広報手段を用いた戦略的かつ機動的国際広報の実施）（ＰＲコンサルティング及び内外の第三者を活用した戦略的対外発信等）　③購入等　④一般　⑤ 7. 4. 1　⑥株式会社電通ＰＲコンサルティング（東京都港区東新橋１丁目８番１号）　⑦644,600,000円　⑧ 7. 1. 9　⑪企画競争

報　告

政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定に基づく公表

政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（平成26年条約第４号）第６条第１項の規定に基づき、関係手続を次のとおり公表する。
令和７年５月２日
西日本高速道路株式会社
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
西日本高速道路株式会社物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則
（目的）
第１条　この細則は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束（以下「国際約束」という。）を実施するため、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号。以下「契約細則」という。）第77条の規定に基づき、契約細則の特例について定めるものとする。
（定義）
第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第十号の２に規定するプログラムをいう。
二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等又は特定役務若しくは同一の種類の二以上の物品等又は特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この細則は、会社が締結する調達契約であって、当該調達契約に係る公告時点の概算金額（税込）（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の公告時点の概算金額（税込）の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の公告時点の概算金額（税込）に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　前項の公告時点の概算金額（税込）は、調達契約に関し、単価についてその概算金額（税込）が定められる場合にあっては、当該概算金額（税込）に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の概算金額（税込）の合計額とする。